

議案第40号

小田原市消防団員の定員、任用、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

小田原市消防団員の定員、任用、給与、服務等に関する条例（昭和41年小田原市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項第1号中「居住している」を「居住し、勤務し、又は通学する」に改める。

第5条第2項第2号を次のように改める。

(2) 第3条第3項第1号に該当しなくなったとき。

第12条の見出しを「（年額報酬）」に改め、同条第1項中「報酬」を「年額報酬」に改め、同条第2項中「報酬の」を「年額報酬の」に改める。

第13条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（出動報酬）」を付し、同条中「費用弁償」を「出動報酬」に改める。

第14条に見出しとして「（費用弁償）」を付し、同条第1項中「前条の場合を除き、」を削る。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第13条関係）

区分	報酬額	
災害出動	1日につき（4時間以下の場合）	4,000円
	1日につき（4時間を超える場合）	8,000円
警戒出動	1日につき	3,500円
訓練等出動	1日につき	3,500円

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年2月16日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

(理由)

消防団員の処遇等に関する検討会の中間報告を踏まえ、消防庁において非常勤消防団員の報酬等の基準が策定されたことに伴い、これに準じて本市の非常勤消防団員に係る出動報酬を新設する等のため提案するものであります。